

高岡市地域防災計画（改定案）に対する意見募集の結果【防災会議委員】

1 提出された意見の件数

4名 16件

2 主な意見の概要と市の考え方

- ・ 8件は、ご意見のとおり修正
- ・ 8件は、既に計画に盛り込み済の内容

○震災・津波対策編

	意見の概要	市の考え方	該当箇所
1	自主防災組織の育成・防災リーダーの育成について、目的と取組内容の関係が読み取りにくい。	○ご意見の趣旨を踏まえ修正 目的と取組内容の関係が分かりにくいので、取組内容を箇条書きに修正する。	第1章 第2節 第2 1(2)
2	通信設備・電気設備の停電対策について記載箇所によって、整合性が取れていないので、内容を統一してはどうか。 (第1章 第5節 第1 6(4) 第1章 第23節 第1 1(4) 第1章 第25章 第1 2イ)	○ご意見を踏まえ修正 「第1章 第5節 第1 6(4)」の記載内容をもとに、「第1章 第23節 第1 1(4)」と「第1章 第25章 第1 2イ」の内容について、整合性が取れるように修正する。	
3	福祉避難所の指定について、「市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等」の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める」との記載がある。「等」と記載があるものの、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者は、「要支援者」を指しているように思えるが、見解は。	避難行動要支援者は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする方としている。 このため、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等は、「要配慮者」を指している。	第1章 第7節 第1 2(2)

4	避難所の開設体制の整備について、在宅避難者が発生する場合とあるが、市では収容人数の限界で避難所や福祉避難所でカバーできない避難者に対し、安全性が確保されている在宅避難を推進していないのか。	本市では、市民等にハザードマップにより災害リスクを認識した上、自宅が安全であれば、自宅にとどまる在宅避難が適切と説明している。	第1章 第7節 第1 4コ
5	避難所事前対策について、「必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備や健康管理に役立つ体温計や血圧計、体重計等の設置に努める」と記載があるが、感染症拡大防止対策と予め避難所受付段階で感染症疑義者等を区別するため、体温計や血圧計、指先酸素濃度測定器等は必要と考えるが。	本市では、ご意見のとおり、感染症拡大防止対策と予め避難所受付段階で感染症疑義者等を区別するため、感染症対策物品の備蓄は必要と考えている。 体温計については、避難所運営マニュアルで備蓄を行うことが重要と記載しているため、今後、マニュアルの見直しを進めるなかで、備蓄方法を検討してまいりたい。 なお、血圧計や指先酸素濃度測定器等は、必要に応じて設置について検討することにする。	第1章 第7節 第1 5(1)ク
6	要配慮者の支援体制の構築について、災害ケースマネジメント※ <u>など</u> の被災者支援の仕組みの整備と記載があるが、「など」は何を想定しているのか。 ※一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組	災害ケースマネジメントの <u>ほかに</u> 想定している被災者支援の仕組みは、例えば在宅避難者の支援拠点や車中泊避難のための専用スペースの確保が挙げられる。	第1章 第9節 第1 4(7)イ
7	災害時要援護者避難支援計画は、現在も運用しているのか。	○ご意見のとおり修正 国や県のガイドラインの廃止に伴い、現在は、災害時要援護者避難支援計画を運用していないので、文言を削除する。	第1章 第9節 第1 4
8	津波災害予防について、対策の方針に「表示物の活用に努める」と記載があるが、「表示物」とは、具体的にどのようなものか。	表示物とは、市民の皆様が普段生活している場所の海拔を事前に確認いただき、津波発生時、迅速かつ適切な避難に繋げていただくため、市内沿岸部の電柱に海拔を記載した表示板のことである。	第1章 第11節 対策の方針

9	<p>感震ブレーカーの設置の普及について追記されているが、避難場所等から帰宅した際の通電時の二次被害防止の観点での取り組みも記載してはどうか。</p>	<p>○ご意見のとおり修正</p> <p>既に、「住民等に対し、火災予防運動等あらゆる機会を通じ、(中略)震災時の対応教育講習の実施を図る」と記載している。</p> <p>ご意見を踏まえ、「住民等に対し、地震発生時や<u>停電が復旧したときの出火防止の観点から</u>、火災予防運動等あらゆる機会を通じ、(中略)震災時の対応教育講習の実施を図る」と記載する。</p>	<p>第1章 第29節 第1 4(4)</p>
10	<p>防災関係機関等と災害時の協定は、既に複数締結されているので、「<u>協定締結先のさらなる拡大</u>」と追記してはどうか。</p>	<p>○ご意見のとおり修正</p> <p>(略) <u>協定締結先のさらなる拡大及び定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し</u>、(略)</p>	<p>第2章 第2節 第1 8(2)</p>
11	<p>災害時の情報交換に関する協定(市・北陸地方整備局)に基づき、整備局からリエゾンを派遣するケースもあるので、庁舎内等で活動する場の配慮を願う。</p>	<p>本市は、災害対策を迅速に実施するため、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮することになっている。</p>	<p>第2章 第2節 第1 8(3)</p>
12	<p>リエゾンの受け入れ体制の整備について、リエゾンは、県からの派遣だけなのか。防災関係機関(国土交通省、自衛隊、海上保安庁等)からも派遣されると思うので、「<u>県等</u>から派遣されるリエゾン」に修正してはどうか。※「等」の追記</p>	<p>○ご意見のとおり修正</p> <p><u>県等</u>から派遣されるリエゾン</p>	<p>第2章 第4節 第5 1</p>
13	<p>避難所での配慮について、生活環境整備に当たり、ベッド、パーティション、テントなどの体制の整備のほか、食事、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保が追記されているが、電源整備の記載がない。</p> <p>災害予防計画の避難所における施設・設備に記載のある電源整備の内容を追記しては。</p>	<p>○ご意見のとおり追記</p> <p><u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。</u></p>	<p>第2章 第11節 第1 5(1)</p>

14	<p>能登半島地震では、トイレの感染症防止の観点から衛生面の確保に非常に苦慮したので、トイレの維持管理方法について、検討しておく必要がある。</p>	<p>本市では、ご意見のとおり、災害時の快適なトイレ環境を確保することは非常に重要と考えている。</p> <p>令和6年12月には、民間事業者とレンタル機材の供給に係る協定を締結したところ。</p> <p>今後は、能登半島地震から得られた経験や教訓を踏まえ、避難所運営マニュアルの見直しを進めるなかで、トイレの維持管理方法について検討していきたい。</p>	<p>第2章 第14節 第1 5</p>
15	<p>医療救護活動について、災害時に派遣されるチームは、DMATだけではなくDPAT、JMAT、JDAT、など複数存在するので、見出しを「災害派遣医療チーム(DMAT)<u>等</u>」に修正してはどうか。※「等」の追記</p>	<p>○ご意見のとおり修正 災害派遣医療チーム(DMAT)<u>等</u></p>	<p>第2章 第20節 第1 7</p>

○風水害・土砂災害・火災対策編

	意見の概要	市の考え方	該当箇所
1	<p>令和7年8月7日の大雨を受けて、以下の2点を盛り込んでほしい。</p> <p>①浸水危険箇所対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンダーパスに「大雨の際は通行禁止」などの看板や浸水時にセンサーで感知する警告灯等、視覚に訴えかける設備・機器の設置 ・アンダーパスの排水機能の整備、点検 <p>②越水危険箇所対策（黒石川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒石川の護岸整備 ・自主避難施設開設に向けた黒石川流域住民との調整 	<p>本市では、ご意見のとおり、浸水危険箇所対策及び越水危険箇所対策は重要と考えている。</p> <p>①浸水危険箇所対策</p> <p>風水害時の対策の方針として、「市及び各道路管理者は、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の対策を実施する」と記載している。</p> <p>具体的な対策として、本市では、令和7年8月7日の大雨を受けて、大雨警報が発表された場合、アンダーパスの予防的通行止（バリケードで車両通行止）の措置を取ることに変更した。</p> <p>また、アンダーパスの排水設備については、年4回の点検を行っている。</p> <p>②越水危険箇所対策（黒石川）</p> <p>黒石川については、富山県において、令和4年度より事業に着手されている。本市としても、引き続き重点事業として黒石川の改修工事の促進を富山県に要望していく。</p> <p>防災出前講座の機会を通して、黒石川流域住民と避難行動について意見交換を行いたい。</p>	<p>第1章 第14節 対策の方針</p>